

## 契約保証金の納付等について

一般財団法人広島市職員互助会においては、契約の締結にあたり、契約保証金（契約金額（契約金額が単価となる場合は、契約期間に係る総支払予定金額。以下同じ。）の10分の1以上の額）を**契約締結の日までに納付**していただくこととしております（契約金額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないときを除きます。）。

ただし、利付国債又は広島市債の提供並びに金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他入札公告に記載した契約保証金の免除要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

なお、具体的な取扱いはこちらのとおりですが、金融機関の保証、履行保証保険契約の締結（以下「保証等」といいます。）にあたっては、**事前に取扱機関の審査を必要とします**。したがって、**落札決定後や契約締結日になって初めて保証等の申込みをされたのでは保証等を受けることができない場合がありますので、保証等を予定される場合は、必ず事前のできるだけ早い時期に取扱機関にご相談ください。**

※ 保証等については、破産管財人等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。（次ページ参照）

区 分	取扱機関等	内 容
1 契約保証金の納付	契約担当課	落札者の方は、契約金額の10分の1以上の契約保証金（現金）を本市の指定金融機関へ所定の納入通知書により納付してください。
2 利付国債又は広島市債の提供	契約担当課	落札者の方は、額面で1の契約保証金の額の利付国債又は広島市債を契約担当課へ持参してください。
3 金融機関の保証  ※ 金融機関については、下の欄外を参照してください。	金融機関	落札者の方は、金融機関が交付した保証書を契約担当課へ持参してください。 <b>※ 保証契約の締結にあたっての留意事項</b> ① 保証契約締結日及び保証書作成日：落札日から契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保証期間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすること。 ④ 保証金額：上記1の契約保証金の額とすること。 ⑤ 名宛て人：「一般財団法人広島市職員互助会 代表者 理事長 村上 慎一郎」とすること。 ⑥ 保証委託者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑦ 履行請求期限：保証期間経過後、2か月以上確保すること。
4 履行保証保険契約の締結	損害保険会社	落札者の方は、損害保険会社が交付した履行保証保険に係る証券を契約担当課へ持参してください。 <b>※ 保険契約の締結にあたっての留意事項</b> ① 保証契約締結日及び証券作成日：落札日から契約締結日までの日とすること。 ② 契約内容：契約名称、履行場所及び契約金額は、契約書に記載された内容と同一とすること。 ③ 保険期間：契約書に記載された契約期間と同一期間とすることを原則とする。 ④ 保険金額：上記1の契約保証金の額とすること。 ⑤ 被保険者：「一般財団法人広島市職員互助会 代表者 理事長 村上 慎一郎」とすること。 ⑥ 保険契約者：「落札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名」とすること。 ⑦ 特約条項：「定額てん補」とすること。
5 契約保証金の免除申請	契約担当課	落札者の方は、契約保証金免除申請書を契約担当課へ持参してください。 なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があること。 ・ 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体、本互助会又は広島市が基本財産の50%以上を出資している其他法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。 ・ 広島市税について滞納がないこと。 ・ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。 ※ 詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」を参照のこと。

※ 「金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいい、具体的には、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、

労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合をいいます。

※ 本書は契約保証金の納付等について一般的な事項を記載したものです。本書と個別の入札公告等に相違がある場合は、個別の入札公告等が優先します。

- 金融機関の保証及び履行保証保険契約の締結にあたっては、破産管財人、管財人又は再生債務者等による契約解除の場合も保証するものであることが必要です。

取扱機関への申込みの際には、下の記載例にあるとおり、保証債務の内容が破産管財人、管財人又は再生債務者等に対しても保証されるよう手続を行ってください。

**【取扱機関による保証の記載例】**

(発注者)と保証委託者間の〇〇〇〇契約に基づく債務の不履行による損害金の支払保証。

なお、保証委託者に係る次の者が当該契約を解除した場合についても、損害金の支払いを保証する。

- 1 保証委託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 2 保証委託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 3 保証委託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

## 契約履行実績による契約保証金の納付の免除について

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請しようとする者は、落札決定後、契約を締結しようとする日（※1）までに「契約保証金免除申請書」を契約担当課へ提出してください。（※2）

なお、契約保証金免除申請の承認には、次に掲げる条件を全て満たしている必要があります。

(1) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国、地方公共団体、本会又は広島市が基本財産の50%以上を出資しているその他法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

⇒「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」【別添1】参照

(2) 広島市税について滞納がないこと。

(3) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

⇒「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」【別添2】参照

※1 「契約を締結しようとする日」は、令和8年4月1日となります。詳しくは、入札公表等に記載の契約担当課にお問合せください。

※2 契約保証金免除申請の承認には、本会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請すると、本会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、契約担当課に申請してください。

## 契約保証金免除申請に係る契約履行実績について

契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請するに当たっては、国、地方公共団体、本会又は広島市が基本財産の50%以上を出資している其他法人（注1）と種類及び規模をほぼ同じくする（注2）契約履行実績を、2件以上必要とします。

### 1 契約履行実績の対象となる契約

契約履行実績の対象となる契約は、次に掲げるいずれかの契約とします。

(1) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、履行期間が12か月以上の長期継続契約又は債務負担行為に係る契約

- ① 契約を締結した状態にあること。（契約締結日は属していなくてもよい。）
- ② 履行期間（※1）が12か月以上属していること。（契約書で定める履行期間の終期は属していなくてもよい。）（※2）

（※1）契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。（契約期間から履行前期間を除いた期間。）

（※2）契約を締結しようとする日までに12か月以上の履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付（又は契約規則第31条各号（3号を除く。）による契約保証金の納付の免除）を要すること。

(2) 「契約を締結しようとする日」から「過去2年以内」に次の条件を全て満たす、上記(1)を除く契約

- ① 契約締結日が属していること。
- ② 契約期間又は履行期間（※1）がすべて属していること。（※2）

（※1）契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間。（契約期間から履行前期間を除いた期間。）

（※2）契約を締結しようとする日までにすべての履行を完了する予定の契約について、契約を締結するまでに不履行となった場合は、契約履行実績として認めないこと。この場合、契約を締結するまでに契約保証金の納付（又は契約規則第31条各号（3号を除く。）による契約保証金の納付の免除）を要すること。

（注1）「国、地方公共団体、本会又は広島市が基本財産の50%以上を出資している其他法人」について

国（独立行政法人を含む。）、地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）、一般財団法人広島市職員互助会又は次の団体とします。

公益財団法人広島市文化財団	公益財団法人広島市スポーツ協会	公益財団法人広島平和文化センター	広島市流通センター株式会社
公益財団法人広島市産業振興センター	公益財団法人広島観光コンベンションビューロー	公益財団法人広島市農林水産振興センター	公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団
一般財団法人広島市都市整備公社	広島駅南口開発株式会社	公益財団法人広島市みどり生きもの協会	広島高速道路公社
広島高速交通株式会社			

(注2)「種類及び規模をほぼ同じくする」について

○「種類をほぼ同じくする」とは

物品等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第3条（資格の決定等）に係る別表第2中の登録種目と同名又は同種のものとします。

○「規模をほぼ同じくする」とは

契約額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じて得た額。）の100分の70以上のものをいい、契約方法により次表の区分に従うものとします。

契約方法による区分

			実績の対象とする契約		
			上記(1)の契約		上記(2)の契約
			契約額が総額又は単価表示	契約額が月額表示	
縮結しようとする契約	履行期間が12か月以上の長期継続契約 又は債務負担行為に係る契約	契約が総額又は単価表示	実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、縮結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は12か月）を乗じて得た額が、縮結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、縮結しようとする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払予定額のうち最高額）の100分の70以上であること。
		契約額が月額表示	実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、縮結しようとする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額の100分の70以上であること。
	その他の契約	実績の対象とする契約の契約額（※）（長期継続契約の場合は、各年度の支払額のうち最高額）が、縮結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の月額に契約月数（長期継続契約の場合は、12か月）を乗じて得た額が、縮結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	実績の対象とする契約の契約額（※）が、縮結しようとする契約の契約額（※）の100分の70以上であること。	

※ 単価契約については、契約単価に予定数量を乗じて得た額とする。

2 注意事項

- 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本会において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市において指名停止措置等を行うことがあります。

契約履行実績の対象となる契約（例）

	平成3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(例) 締結しようとする契約				契約の相手方を決定した日(3/1)	契約を締結しようとする日(3/5)	
長期継続契約 又は 債務負担行為に 係る契約		(○対象)				
			(○対象)			
契約履行実績の対象とする契約			(○対象)			
				(×対象外)		
その他の契約						

●：契約締結日 (以下同じ。)

○対象

×対象外

履行期間

12か月以上

12か月未満

過去2年以内

契約を締結しようとする日から過去2年以内に

① 契約を締結した状態にあること。(契約締結日は属してなくてもよい。)

② 履行期間(契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間(契約期間から履行前期間を除いた期間。))が12か月以上属していること。(契約書で定める履行期間の終期は属してなくてもよい。)

契約を締結しようとする日から過去2年以内に

① 契約締結日が属していること。

② 契約期間又は履行期間(契約書に履行期間の記載がある場合の履行期間(契約期間から履行前期間を除いた期間。))がすべて属していること。

## 契約保証金免除申請に係る納税証明書について

### 1 広島市税

物品調達契約において、契約規則第31条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない旨。」の記載のある証明書(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。なお、広島市に納税義務がない方は、「広島市税の納税証明書」に代えて「申立書(契約保証金免除申請用)」を提出してください。

#### 広島市の納税証明書の交付請求について

区 分	内 容
1 納税証明請求先	市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口
2 納税(納付・納入)証明請求書の様式	「納税(納付・納入)証明請求書」を使用してください。 市税事務所、税務室、出張所、市役所サービスコーナー、市役所税務部市民税課又は収納対策部徴収第一課の窓口を用意してあります。(※)
3 記入上の注意	「市税について滞納がない旨」の証明書を請求してください。
4 手数料	1部 350円

※ 納税証明請求書の様式は、広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページから、「くらし・手続き」→「税金」→「市税の証明」→関連情報の「様式」からダウンロードできます。

### 2 消費税及び地方消費税

物品調達契約において、契約規則第31条第3号により契約保証金の納付の免除を申請する場合は、契約保証金免除申請書に「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署が発行する書面の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(以下「税務署の納税証明書」といいます。)(発行年月日が契約保証金免除申請書提出日から3か月前の日以降のもの。)(写しも可)を添えて契約担当課に提出していただく必要があります。(電子納税証明書(PDF形式)を印刷したものも可としますが、併せて税務署から発行されたPDF形式の電子データを提出していただくことで、税務署の納税証明書を提出したものと取り扱います。なお、電子納税証明書(XML形式)は不可)

#### 税務署の納税証明書の交付請求について

税務署の納税証明書は、納税地を所管する税務署で発行されるので、消費税及び地方消費税の納税証明書(未納の税額がないこと用)の交付を受けたい旨申し出た上で、該当する税務署に請求してください。税務署の納税証明書の請求方法等については、

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>で参照できます。

### 3 注意事項

- (1) 契約締結日になって初めて契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請したのでは、本会において実績を確認できない場合がありますので、契約履行実績による契約保証金の納付の免除を申請する予定の場合は、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に契約担当課に申請してください。
- (2) 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請(契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等)により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市において指名停止措置等を行うことがあります。

(問合せ先)

- 入札・契約について 入札公表記載の契約担当課
- 広島市の納税証明書について
  - ・ 広島市の各市税事務所管理係及び税務室  
(広島市のホームページのトップページ→「くらし・手続き」→「税金」→「市税のお問い合わせ窓口」→「09 証明等に関するお問い合わせ先」に連絡先一覧を掲載しています。)
  - ・ 広島市財政局税務部市民税課法人課税係(電話(082)504-2093)
- 税務署の納税証明書について 各税務署

令和 年 月 日

## 申立書(契約保証金免除申請用)

一般財団法人広島市職員互助会理事長 様

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

私は、契約保証金の納付の免除を申請するにあたり、下記のとおり申し立てます。

### 記

- 1 広島市内に事業所を有していません。
- 2 広島市内に固定資産を有していません。
- 3 広島市内に居住する従業員又は広島市内に居住した従業員に係る市民税の特別徴収義務者ではありません。
- 4 その他、広島市に納付すべき確定した徴収金はありません。

※ 広島市に納税義務がない方は、広島市税の納税証明書にかえてこの申立書を提出してください。

### 契約保証金免除申請書

令和 年 月 日

一般財団法人広島市職員互助会理事長 様

所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

下記により、契約保証金の納付の免除を申請します。

なお、本申請に係る契約保証金の納付の免除が取り消されたときは、直ちに免除された額に相当する契約保証金を納付します。

#### 記

#### 1 次のとおり、国、地方公共団体、本互助会又は広島市が基本財産の50%以上を出資している其他法人の契約履行実績を有すること。

契約の相手方	件名	契約金額	契約期間	契約担当所属名 ※ 本互助会以外の所属にあっては、課名及び電話番号。
		円	自 年 月 日 至 年 月 日	
		円	自 年 月 日 至 年 月 日	

(注1) 種類及び規模が同程度の実績で、本免除申請書により契約保証金の納付の免除を申請しようとする契約（以下、「本申請に係る契約」という。）を締結しようとする日から過去2年以内に2件以上あることを要すこと。

(注2) 契約履行実績については、当該契約に係る契約書の写し（契約履行実績の証明に関係しない部分は省略可能。以下同じ。）を添付のうえ、契約担当部署の確認を受けること。また、契約履行実績の確認に当たり契約担当部署から説明を求められたときは、これに応じなければならないこと。

(注3) 「広島市が基本財産の50%以上を出資している其他法人」とは、次の団体をいう。

公益財団法人広島市文化財団      公益財団法人広島市スポーツ協会      公益財団法人広島平和文化センター      広島市流通センター株式会社  
公益財団法人広島市産業振興センター      公益財団法人広島観光マゼンションビューロー      公益財団法人広島市農林水産振興センター      公益財団法人広島原爆被爆者援護事業団  
一般財団法人広島市都市整備公社      広島駅南口開発株式会社      公益財団法人広島市みどり生きもの協会      広島高速道路公社      広島高速交通株式会社

(注4) 国、地方公共団体、本会又は広島市が基本財産の50%以上を出資している其他法人の契約履行実績については、「契約保証金免除申請に係る契約履行実績について」によること。

#### 2 広島市税について滞納がないこと。

#### 3 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

(注1) 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」を証する納税証明書（いずれも写しでよい。）を添付すること。

(注2) 「広島市税について滞納がないこと」「消費税及び地方消費税について未納税額がないこと」については、「契約保証金免除申請に係る納税証明書について」によること。

#### 4 契約保証金の納付の免除を申請するに当たり、虚偽の申請（契約を履行していないにも関わらず契約履行実績として申請する、等）により不正に契約保証金の納付の免除を受けたことが判明した場合、契約保証金の納付の免除を取り消すとともに、広島市において指名停止措置等を行うことがあります。